

新型コロナウイルス感染

新型コロナウイルス感染症（以下コロナ）が話題になって2年が経過、9月末には感染者数の大幅減少が見られましたがまだ終息がハッキリと見えない状況です。店舗ではマスク着用・消毒・換気・検温などの対策が継続的にとられていますが利用者にコロナを感染させてしまった場合を想定した質問を受けることがあります。

○ 故意と過失

本会の保障制度では、会員が利用者にコロナをうつしてしまったことによる損害賠償は対象になりません。損害賠償金を請求できるのは、加害者に故意または過失がある場合に限られます。それらがなければ、利用者が施術者（店舗）に損害賠償請求することはできないのです。これを過失責任の原則といいます。

『故意』とは自分の行いにより他人に損害を与えると知りながらその行いをすることで、言い換えれば「わざと」です。『過失』とは損害が発生すると予測できたのに回避しなかったこと。言い換えれば「不注意」です。故意と過失には明確な区別はありません。

○ コロナ感染

コロナを感染させたとされる場合、自分がコロナに感染していたとは考えられず、他人に感染させることを想定できなかつと明言できれば過失がないことを主張できます。それには検温を含めた健康観察を日常的に行っていること、店舗内で感染対策を実施していること、日常生活でコロナへの感染が疑われるような行動をとっていないことなどが挙げられます。健康観察についてはチェック表を作成し記録しておくことが有効です。複数名のスタッフが在籍する店舗では相互確認することで信頼度があがります。

○ コロナ対応

利用者から損害賠償請求があった場合、その利用者に求められることは施術者からコロナを感染させられたことの証明ではなく、施術者がコロナであることを自覚しながら営業していたことを立証しなければなりません。この立証は現実的には難しいものと考えます。

あなたから感染したと言われた際には、前掲の「過失」がないことをお伝えした上で、利用者に理解いただけるように対話を継続することが大切です。

施術者がコロナに感染し保健所が「利用者に濃厚接触者はいない」と判断した場合に、利用者に連絡すべきかどうかといった疑問も生じるようです。利用者の中には不安に思う方もいると考えられるため連絡し、希望者には施術者の負担でPCR検査を受けてもらうといった意向です。このような対応はお勧めできません。何かしなければと思う気持ちちは理解できますが、コロナについての判断は保健所に従うべきで、施術者の思い付きで対応したときの結果が施術者の対応できる範囲に収まる保証がないからです。

後になって利用者から連絡がなかった旨の指摘を受けた場合は、いたずらに不安をあおることになりかねないため連絡を控えておりましたとお詫びしましょう。

POINT

施術者が利用者から感染した場合も休業損害を請求できる可能性は低いため
自分のことは自分で守るという意識が必要です。

ADVICE

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル / クレーム対応無料電話相談・JHANEWSの発行・会員保障制度など
ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者
会員種別
正会員A 準会員

すべての治療家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

【ご不明な点・詳細は、お気軽にお問い合わせください】

民間施術者
会員種別
正会員B



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp> E-mail:info@jha-shugi.jp

☺ JHANEWSのバックナンバーはホームページをご覧いただけます ☺

TEL:03(6281)8188

FAX:03(6281)8187

TEL 受付：10:00～18:00（平日） FAX 受付：24時間年中無休